第三十八条第一項第三号中「若しくは第十項」を「又は第十項」に改め、「、第八十一条の二十三第二項（連結確定申告書の提出期限の延長）又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）」を削り、同項第六号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に、「若しくは第十項、第八十一条の二十三第二項又は第八十一条の二十四第三項若しくは第六項」を「又は第十項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　内国法人が他の内国法人に当該内国法人の通算税効果額（第二十六条第四項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいう。）を支払う場合には、その支払う金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第三十八条第四項を削る。

第四十一条中「内国法人が」を「内国法人（通算法人を除く。）が控除対象外国法人税の額（」に、「につき同条」を「をいう。以下この条において同じ。）につき第六十九条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　通算法人又は当該通算法人に係る通算親法人の事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が、控除対象外国法人税の額につき第六十九条又は第七十八条第一項若しくは第百三十三条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該通算法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額は、当該通算法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第五十二条第一項中「有する金銭債権」の下に「（債券に表示されるべきものを除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項第一号中「当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時において当該内国法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。）」を削り、同号イ中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「該当するもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人」を、「有しないもの」の下に「（同項に規定する大通算法人を除く。）」を加え、同条第八項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第九項第二号中「連結完全支配関係」を「完全支配関係」に、「連結法人」を「他の法人」に改める。

第五十四条第一項中「当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該譲渡制限付株式が当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものであること。

二　前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付株式が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。

第五十七条の見出しを「（欠損金の繰越し）」に改め、同条第一項ただし書中「当該欠損金額につき」を「損金算入限度額（に、「第五十九条第三項及び第四項」に、「（同項第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）、同条第三項及び」を「並びに」に、「金額（」を「金額をいう。）から」に改め、「又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）及び「ものがある場合には、当該損金の額に算入される」を削り、「金額」を「金額」に改め、同条第二項中「及び次項」を「、次項及び第七項第一号」に改め、「又は第六項」を削り、「、第五項又は第九項」を「から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）」に改め、「及び第八項」及び「青色申告書である」を削り、同条第三項第一号中「と当該」を「が当該」に、「がある」を「を有する」に改め、同条第四項中「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に改め、「又は第六項」を削り、「、次項又は第九項」を「から第六項まで、第八項若しくは第九項又は第五十八条第一項」に改め、同項第一号中「と当該」を「が当該」に、「がある」を「を有する」に改め、同条第五項中「第五十九条第一項から第三項まで」を「第五十九条第一項、第二項又は第四項」に改め、「（同条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。）」を削り、「の同条第一項から第三項まで」を「のこれら」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「うち同条第一項から第三項まで」を「うち同条第一項、第二項又は第四項」に改め、同条第六項から第九項までを次のように改める。

6　通算法人が第六十四条の十一第一項各号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十四条の十二第一項各号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げる法人（次項第一号及び第八項において「時価評価除外法人」という。）に該当しない場合（当該通算法人が通算子法人である場合において、当該通算法人について第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この条において「通算承認」という。）の効力が生じた日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項（通算制度の取りやめ等）の規定により当該通算承認が効力を失つたとき（当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失つた場合を除く。）には、当該通算法人（当該通算法人であつた内国法人を含む。）の通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度における第一項の規定の適用については、同日前に開始した各事業年度において生じた欠損金額（同日前に開始した各事業年度において第二項の規定により当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

7　通算法人を合併法人とする合併で当該通算法人との間に通算完全支配関係（これに準ずる関係として政令で定める関係を含む。以下この項において同じ。）がある他の内国法人を被合併法人とするものが行われた場合又は通算法人との間に通算完全支配関係（当該通算法人による完全支配関係又は第二条第十二号の七の六に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該通算法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合には、次に掲げる欠損金額については、第二項の規定は、適用しない。

一　これらの他の内国法人が時価評価除外法人に該当しない場合（当該合併（適格合併に限る。）の日の前日又は当該残余財産の確定した日がこれらの他の内国法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた日の前日から当該有することとなつた日の属する当該通算親法人の事業年度終了の日までの期間内の日であることその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるこれらの他の内国法人の前十年内事業年度において生じた欠損金額（第二項の規定によりこれらの他の内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）

二　これらの他の内国法人の第六十四条の八（通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定の適用がある欠損金額

8　通算法人で時価評価除外法人に該当するものが通算承認の効力が生じた日の五年前の日又は当該通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日から当該通算承認の効力が生じた日まで継続して当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のいずれか）との間に支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合（当該通算法人が通算子法人である場合において、同日から同日の属する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日までの間に第六十四条の十第五項又は第六項の規定により当該通算承認が効力を失つたとき（当該通算法人を被合併法人とする合併で他の通算法人を合併法人とするものが行われたこと又は当該通算法人の残余財産が確定したことに基因してその効力を失つた場合を除く。）を除く。）で、かつ、当該通算法人について通算承認の効力が生じた後に当該通算法人と他の通算法人とが共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合において、当該通算法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該通算法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いものとの間に最後に支配関係を有することとなつた日。第一号において「支配関係発生日」という。）以後に新たな事業を開始したときは、当該通算法人（当該通算法人であつた内国法人を含む。）の当該通算承認の効力が生じた日以後に開始する各事業年度（同日の属する事業年度終了の日後に当該事業を開始した場合には、その開始した日以後に終了する各事業年度）における第一項の規定の適用については、次に掲げる欠損金額は、ないものとする。

一　当該通算法人の支配関係事業年度（支配関係発生日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で通算前十年内事業年度（当該通算承認の効力が生じた日前十年以内に開始した各事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に該当する事業年度において